

## Gard Insight

# 船主の頼もしい味方 - P&Iクラブの保証状

こちらは、英文記事「[The shipowner's hero - a club letter of undertaking](#)」(2016年11月16日付)の和訳です。

各P&Iクラブは、船舶と船主が関わる海事クレームについて、P&Iクラブの保証状 (LOU) という形でその支払いを保証する非常に役立つサービスを提供しています。このLOUを提示することで、船舶がアレストを受けた場合でも運航継続が可能になり、不稼働に伴う経済的な損失を最小限に抑えることが可能になります。



### はじめに

本船の航行先は世界中にわたります。損害賠償請求者は、損害の原因を作った本船の運航継続を認めると、被った損害を回収する機会を逸してしまうのではないかと不安に陥ることがしばしばあります。クレームの内容は、財産、環境、人身に関する損害・損失など様々です。また、損害賠償請求者の属性も、個人、企業、政府機関など様々です。船舶がアレストされた場合、その間の船員の維持費用、港湾料金、代理店手数料、用船料など、すぐに手当てが必要な追加費用が生じます。また、アレストが長引くと、将来の用船契約の逸失、船舶自体と積荷の劣化など、重大な経済的損失を被るおそれがあります。しかし、クレームがP&I保険の補償範囲である場合には、国際P&Iグループ加盟の各クラブがSecurity (担保) としてLOUを速やかに発給して本船の運航継続を確保することで、窮地からの脱出を支援します。

P&IクラブのLOUは、管轄裁判所の最終判決に基づく金額や(クラブが同意した場合には)クレームの和解額を当該クラブが速やかに支払うことを約束する書面です。LOUは、損害賠償請求者がアレストを解除するか、アレストしないことに同意することを条件としています。国際P&Iグループ加盟クラブが発行するLOUは、約束どおりに支払いが履行されてきたこれまでの実績と、各クラブの強固な財務基盤に加えて、[プール協定\(英文\)](#)を通じてグループの信用力が付加されていることから、高い信頼を得ているのです。LOUは標準書式で発行されるため、理解しやすく、条件の詳細に関する交渉は不要です。

### 広く受け入れられる条件。しかし、変更も可能

クラブの標準書式のLOUは、ほとんどの法域で受け入れ可能な担保形態です。LOUは、クラブが直接差し入れるか(これが一般的です)、クラブの代理人である現地コレスポンデントを通じて間接的に差し入れます。クラブの標準書式よりも現地の標準書式が普及している法域においては、必要に応じて、LOUの基本的性格と防御および上訴権に関する条項を残したまま、現地の要求に合わせて修正・変更することができます。Gardでは、こういった変更案が予想されるかを把握しているため、過去に認められた実績のある条件を提案することで、交渉時間の短縮化を図ることが可能です。

### 時間と費用の節約

各クラブは、LOUのメンバーにとっての重要性を十分に認識しています。そのため、補償対象のクレームについては、受け入れ可能な条件が合意されていることを前提に、クラブの自由裁量(義務ではありません)により保証を差し入れています。電子署名の信頼性の向上に伴い、損害賠償請求者は数時間内にLOUを入手できるようになりました。今後は、ほとんどの損害賠償請求者が、後日原本が届くことを条件に、LOUの電子コピーを認めるようになるでしょう。ビジネスがますますデジタル処理されるよう

になっていくと、「電子走査された複写物は直ちに効力を有し、原本と同じ効力を有するとみなされるものとする」という趣旨の文言が付け加えられることになると予想されます。

LOUとは対照的に、銀行保証や保証金は、手配するまでに数営業日を要することがよくあります。その上、銀行は無期限の取り決めに同意する可能性は低く、保証書に「期限」を記載することを要求するものと思われます。銀行の手数料と手数料率の高さ（年間0.25～1%）を勘案すると、LOUを選択することによって、費用の節約、さらには、アレスト解除までの時間短縮による経済的損失の最小化が期待できることとなります。

## P&I保険の補償範囲外のクレームの場合

P&Iクラブは、補償範囲外の高額クレームにLOUを提供したり、付保対象外のクレームに自己の資本をさらすことのないように注意しています。資本をそうしたクレームにさらすことは、クラブの事業活動に適用される法令等に違反する可能性があり、また、到底受け入れ難いカウンターパーティリスクにクラブをさらしてしまうことになる可能性もあります。

Gardは、特別な状況においては、補償範囲外のクレームに対する十分な逆担保と引き換えにLOUを提供する場合があります。その場合、Gardは、現金の預託と署名入りの担保権設定契約、または逆担保が有効に実行される国に所在する一流銀行発行の銀行保証書を逆担保として求めることとなります。

Gardは、免責金額内のクレームや、賠償責任を他の保険業者と分担するクレーム（例えば、Gardが衝突賠償責任の4分の1を補償するもの）に関してLOUの提供を決定することがあります。後者の場合には、衝突賠償責任の残り4分の3について、二番目の保険業者から逆担保を取ることとなります。

## 結び

LOUは、船舶を稼働させ続ける上において大変重要な役割を果たしています。LOUを確実に履行するという各クラブの姿勢と実績が、クラブの担保を受け入れる損害賠償請求者（政府機関を含む）の継続的な増加につながっています。

詳細は、『[Gard Guidance on Maritime Claims and Insurance \(504～507ページ\)](#)』（英文のみ）および『[Gard Guidance to the Rules<sup>1</sup>](#)』を参照してください。

このGard Insightの記事に関する質問やご意見は、[Gard Editorial Team](#)もしくは[ガードジャパン](#)まで電子メールでお送りください。

---

<sup>1</sup> 『[Rule 88: Payments and undertakings to third parties](#)（第三者への支払いと保証行為）』（英文のみ）

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。